

## ～自治会等草刈作業に係る手続きの流れ～

手続き	時期	詳細
新規・変更時のみ		
① 現地立会い (測量等) 【草刈場所】	草刈実施日の <u>1ヶ月以上前</u>	<b>※新規/面積変更等がある場合のみ</b> 担当職員と自治会等の担当で立会いのもと、現地の確認及び面積算定に係る測量の実施
↓	↓	↓
変更等ない場合は ②以降		
② 申請 【事務所】	草刈実施日の <u>2～3週間前</u>  (来所前にお電話 ください)	草刈作業の事前申請手続き ⇒申請書類は担当職員が発行します。 <b>【申請に必要なもの】</b> ・印鑑 (代表印または代表者の私印) ・収入印紙 (200 円) ・草刈場所の現況写真 (作業前)  <b>※注意!</b> 申請後に請負契約を締結するため、契約手続きの関係上、申請後すぐに草刈作業が出来るわけではありません。
↓	↓	↓
③ 草刈実施	契約時に設定 した工期内	
↓	↓	↓
④ 完成報告 【事務所】	草刈終了後 <u>2週間以内</u>  (来所前にお電話 ください)	<b>【報告に必要なもの】</b> ・草刈場所の写真 (草刈作業前・中・後) ・草刈処分を証明するもの (処分費領収書・搬出時の写真等)  <b>※注意</b> 申請時とは別に、作業前の写真を再度提出していただきます。
↓	↓	↓
⑤ 支払い	完成報告後 目安1ヶ月程度	